

令和 8 年 2 月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和8年2月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和8年2月27日（金）午後1時30分から午後3時10分

2 場 所 松南地区公民館 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 22人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	4 番	武井 茂善	5 番	中川 敦
	6 番	久保 節夫	7 番	松田 和久
	8 番	河西 穂高	9 番	丸山 茂実
	10 番	矢嶋 壽司	11 番	御子柴清市
	12 番	塩原 秀俊	13 番	田中 悦郎
	14 番	細江 弘光	15 番	塩原 俊昭
	16 番	松尾 英志	17 番	濱 博
	18 番	齋藤 勝幸	19 番	奥原 邦義
	21 番	塩原 至	22 番	古畑 英俊
	25 番	山田 久子	26 番	村山さえ子

(2) 推進委員 6人	推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
	推3 番	梶原 知子	推7 番	上杉 壽和
	推16 番	丸山 貴久	推18 番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人	20 番	倉科 孝明	23 番	二村 喜子
	24 番	上條信太郎		
(2) 推進委員 12人	推4 番	古家 豊和	推5 番	百瀬 文仁
	推6 番	赤羽 武史	推8 番	石川 克彦
	推9 番	横山 竜大	推10 番	手塚 稔幸
	推11 番	中野 浩史	推12 番	横山 泰治
	推13 番	清水 麻未	推14 番	原口 知明
	推15 番	平林 章司	推17 番	太田 稔

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件

……………（議案第250号～第253号）

イ 所有権移転に関する農地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第254号）

ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第255号～第278号）

エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第279号、第280号）

オ 農地法第4条第1項の規定による許可の取消申請承認の件……………（議案第281号）

カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 山林化農地に関する非農地判断地の確定について
- イ 令和7年度農地所有適格法人の要件等確認結果について
- ウ 令和8年度農業委員会行事予定（案）について
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		//	局長補佐	上條 仁
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 任	木下 麻美
		//	主 事	丸山 裕子
		松本農業農村支援センター主 査	山戸 香織	

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 15番 塩原 俊昭 委員
16番 松尾 英志 委員
〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長 次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めていきます。
別冊の総会資料を手元に準備願います。
初めに、議案第250号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程します。
新規就農者について、地元の委員からの意見を求めます。

新規就農者、1番から5番までいますが、順次意見を求めます。1番から3番まで今井の案件ですので、私のほうから説明します。1番の〇〇さんですけれども、住所は今井でありまして、新興住宅地に住んで、〇〇に当たっている方で、どうしても農業をやってみたいということで、近所にあります畑で自家用野菜を中心に営むということで、関心を持っておられる方で、ぜひ頑張ってくださいと申し上げました。

2番の〇〇さんですけれども、塩尻にお住まいですが、既に今井の方の中で里親に入って研修を積まれている方で、主にリンゴをやっているようですけれども、常に意欲的で、技術習得も大分進んでいるようですので、意欲あるこの年の方ですので、頑張ってくださいと申し上げました。

3番の〇〇さんですけれども、山形村に在住の方で、〇〇の近辺で〇〇の方が〇〇を営んでいらっしゃることでございますけれども、またその息子さんがぜひそこで農業をやってみたい、今井に来て、よく運動公園のところでトレーニングなんかなさっている方で、この近くで農業に従事したいという希望がありまして、面談したのですが、意欲的だったので、ぜひ頑張ってくださいというふうにアドバイスを申し上げました。

4番について、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 〇〇さんであります、新村の方で、若干今井のほうで農家に2年ばかり研修に入ったみたいでございます。それで、リンゴをやりたいということで、波田に来まして、8反6畝ということで、初めてにしては多いかと思いましたが、その場所に本人に会いに行きましたら、私が借りているリンゴ園の隣でありまして、あれって思いまして、そうしたら、もう剪定も終わりました、今、誘引しているところであります。前の方の機械等を譲り受けながら、そして1年間前の人と一緒にやるということでありますので、よいではないかと思えます。

以上です。

議 長 それでは、5番、〇〇さんにつきまして、小林委員。

小林農業委員 〇〇さんですけれども、近所というか、同じ岡田ですけれども、〇〇さんという方の約4町歩を権利移譲で引き受けて、2年ぐらい前にその〇〇さんのところで研修というか、一緒にやっておられたようですけれども、本人は勤めを辞めて専業農家でやりたいと。新規認定農業者のほうも申請してやっていきたいという意欲は感じたのですけれども、機械がないものですから、機械を〇〇さんから借りてやって、そのお米はこっちへ多分来ると思うのですけれども、その代わりに〇〇さんの約10町歩ぐらいあると思うのですけれども、それも無償で多分やると思います。一応頑張ってもらうように言っておきました。

議 長 それでは、事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、別冊資料をご覧ください。１ページから１３ページとなります。
議案第２５０号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件になります。
合計のみ申し上げます。
１３ページをご覧ください。
１３ページ、筆数５６９筆、貸付人３２６人名、借受人１４８名、権利設定面積９９万３，６００．６０平米となります。
議案第２５０号は以上です。

議 長 ただいまの説明につきまして農業委員、推進委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
以降、議案の採決については農業委員の方を対象に伺います。
議案第２５０号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第２５１号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件は委員に関係する案件になりますので、議事参与の制限の規定により、濱委員には退室を求めます。

(濱農業委員 退席)

議 長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 議案第２５１号の件です。
１４ページの上段となります。
合計のみ申し上げます。
筆数２筆、貸付人１名、借受人１名、権利設定面積は２，７４１平米となります。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第251号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
濱委員の入室を求めます。

(濱農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第252号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程しますが、本件も委員に関係する案件になります
ので、中川委員には退室を求めます。

(中川農業委員 退席)

議 長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 議案第252号、14ページの中段となります。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積578平米となります。
以上です。

議 長 ただいま説明に対しまして委員からの意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第252号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
中川委員の入室を求めます。

(中川農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第253号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程します。本件も議事参与の制限により、丸山委員
には退室を求めます。

(丸山農業委員 退席)

議 長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 議案第253号、同じく10ページの下段となります。
合計のみ申し上げます。
筆数4筆、貸付人3名、借受人1名、権利設定面積3,185.27平米
となります。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対して委員からの意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第253号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
丸山委員の入室を求めます。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第254号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促
進計画要請の件について上程します。

事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、別冊資料最終ページ、15ページご覧ください。
議案第254号、合計のみ申し上げます。
件数2件、筆数2筆、合計面積5,399平米となります。
説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、集約します。
議案第254号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第255号から278号 農地法第3条の規定による許
可申請許可の件、24件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、農地法第3条の規定による許可申請の許可の件、説明いたしま
すけれども、最初に訂正がございますので、本冊の議案書5ページをご覧
ください。

議案書5ページ、議案番号273号、梓川梓〇〇番の〇から始まりまして
計6筆と記載がございますけれども、大字名の梓川梓につきましては、1
600番台までとなりまして、上の3筆が梓川梓の地籍、その下の
4200番台につきましては、梓川倭の大字名になりますので、大変申し
訳ないです。梓川倭〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇ということで訂正させ
てください。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案の1ページから6ページ、改めてご覧ください。

3条の許可申請について説明いたします。

議案第255号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第256号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第257号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第258号と259号は、交換のため、所有権を移転するものです。
議案第260号と次のページ261号は、隣接する自己所有農地と一体利用するため、所有権を移転するものです。

それでは、2ページそのままお願いいたします。

議案第262号、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第263から266号までは、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第267号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第268号は、実際の耕作者へ権利移転するものです。

議案第269号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

次のページ、4ページに移ります。

議案第270号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第271号と272号は、農業経営規模拡大のため、所有権移転をするものです。

5ページお願いいたします。

議案第273号は、農地利用集積のため、賃貸借権の設定をするものです。

議案第274号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第275号から278号までは、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

以上24件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、地元委員の意見を求めます。

255号、濱委員。

濱農業委員

島立の〇〇の西南のところに〇〇にあるのですが、その〇〇の入り口の〇〇の挟んだ南側が圃場の位置になります。その圃場の隣が〇〇さんの自宅になりまして、隣接の農地になります。地主の方は、ちょっとそのところから北のほうへ行ったところに信号機があるのですが、その信号機の北西の角のところに自宅がある方でもって、それを譲受人の方が自宅の隣だということで購入をして、新規就農でやるということで、技術的にはどうなのですかって聞いたら、アルバイトみたいな形で波田の農家のところへずっとお手伝いにこのところしばらく行っていたようで、そこらあたりから野菜の作り方だとか、いろいろ指導を受けながらやりたいということで、意欲は十分あって、動けそうな人ですので、期待をしているところでございます。

以上です。

議長

続きまして256、257、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 256号ですけれども、これ、場所は和田の〇〇の北側のところになります。〇〇さんが耕作できないということで、〇〇さんに売買で譲るということで、〇〇さんは専業農家でやっておられるしっかりとした方ですんで、全く問題ないというふうに思います。

それから、257号ですけれども、これは〇〇さんと、それから受人の〇〇さん、親子関係になりますが、贈与という形で譲り受けるということで、新規就農という形になっていきますけれども、自宅で消費するお米を作りたいということでして、〇〇さん本人はちょっとなかなか農業経験ないということでありまして、作業委託をして、その方に自家消費のお米を作っていただくという形で、今までも、この〇〇さんのときに今まで一部作業委託していた方がそのまま引き受けてやってくれるということを確認しておりますので、これも問題ないというふうに思っています。

以上です。

議 長

続きまして、258、259、260、今井ですので、僕のほうからそれぞれご説明申し上げますけれども、258と259、先ほど補佐のほうからのお話もありましたとおり、交換ということなのですが、両方主な担い手になっておりまして、〇〇さんのほうは主、梨ですが、作っていらして、ちょうど立地条件がそこで合うということで、交換ということで、作業しやすくなるような方向でこの事業はなされました。

260号なのですが、地主の方が〇〇さん、受ける方が〇〇さんなのですが、これは〇〇さん、山形の中の離れたところにご住所があるということで、〇〇さんがその場所の近くということで、一体化の中で、この〇〇さんが〇〇さんのほうへ譲るという形で、作業の利便性を考えて、適当ではないかと思ったので、申し上げておきます。

続きまして、ページをめくっていただいて、261、262、263、264、265、松田委員、お願いします。

松田農業委員

位置図の関係については、別冊をご覧いただきたいと思います。

まず、261号ですけれども、これは従来から譲受人が耕作していたものでありまして、ここで正規に売買によって登記をするということでもありますので、問題ないと思います。

それから、262号ですけれども、〇〇さん、認定農業者でありますけれども、こちら、周辺の土地を譲渡人から売買で購入して規模拡大をしたいということで、やる気になっていきますので、問題なかろうかと思います。

それから、263、264は関連がありますけれども、この譲受人の〇〇さんが中古住宅を購入しまして、それに隣接する農地が〇〇さんのものと〇〇さんのものとありまして、そこを売買によって購入して自家菜園をしたいということでもありますので、問題なかろうかと思います。

それから、265号ですけれども、〇〇さんが住宅を新築しまして、それに隣接します農地、これは県外に所有者がいるわけでもありますけれども、

耕作できないということで、買ってほしいということで、売買によって購入するということでもありますので、問題ないかと思います。

以上です。

議 長 続きまして、議案第266号、267号、小林委員。

小林農業委員 266号の新規就農ですけれども、ここは市街化で、ちょっと土地もいいようなところじゃないもので、5条で買ってくださいって勧めたのですけれども、その買主の〇〇さんが、どうしても3条でやってくれというたっの願いで、やむを得ず認めた次第です。

その後、267号は、申請地の元番は120番で枝番が3筆ありまして、120番の1というのはここには載ってないもので、どうするのかという、現地を見ると、一体の田んぼですので、どうするかということで、事務局のほうに一応お伺いしたところ、現在、相続が済んでなくて、今後相続が完了すれば農地法第3条の申請をするという意向でしたので、問題ないと思います。

以上です。

議 長 続きまして、268号、原委員。

原推進委員 268号ですが、原の〇〇の東向かいにあります圃場でした。〇〇さんが〇〇さんのお姉さんということで、80近くになりまして、弟さんがその周り、実家の持っていた田んぼと併せて今までもずっと耕作していましたので、権利移転をしたいということで、見てまいりましたけれども、可能だと思いますので、特に問題ありません。

議 長 続きまして、269、270、271号、久保委員。

久保農業委員 269号、〇〇さんというのは、〇〇をやっている〇〇ですが、今回これは個人で買うということで、先月の資料の中で〇〇さんがお亡くなりになって、これを〇〇さんが相続しました。それをすぐ〇〇のほうに古民家、大きな古民家ですけれども、それを売るとということで、その古民家についてきた農地を〇〇さんはそのままやるということで、農地保全ということで、問題ありません。

次、270号ですが、これは長野市にいる〇〇さんが、もう後継者がいないということで、これの古民家を売ると。古民家を売るときに、また四賀村特有のついてきた農地を、この〇〇さんが新規就農ということで、野菜や何かを作るということで、これも問題はありません。

次、271号の〇〇ですが、推進委員やっております〇〇さんが規模拡大ということで、家の前にあります農地を購入して野菜を作るということで、これも特に問題ありません。

議長 続きまして、２７２号ですが、事務局で倉科委員の伝言を預かっているようですので、事務局から意見を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 ４ページの議案２７２号、２７３号、２７４号、梓川地区の議案につきまして、本日欠席された倉科委員のほうから意見等を頂いておりますので、事務局のほうで説明資料の代読をさせていただきます。

議案第２７２号、今回譲受人、〇〇さんが農地６筆、２．６８１平米を譲渡人である〇〇さんから売買により所有権移転を行うものです。場所は〇〇集落内で、〇〇北西１００メートルほどの農用地区域になります。〇〇さんは島内にお住まいで、管理が難しいため、これまで利用権を設定されて耕作されていた〇〇さんに売買をするものです。特段の問題はないため、許可は適当と考えます。

続きまして、議案第２７３号、今回譲受人、〇〇さんが農地６筆、８．２４８平米を譲渡人である〇〇から賃貸借権の設定を行うものです。場所は〇〇の近隣や〇〇の近隣、隣接地など農用地区域内にあります。各農地は過去に〇〇として利用するため、〇〇が所有したのですが、その後、転用の計画が進まず、農地のままとなっていたため、これまで〇〇さんが賃借権を設定し、耕作をしてきましたが、期限到来に合わせて〇〇で耕作するため、今回賃貸借権の設定をすることとなったものです。特段問題ないため、許可は適当と考えます。

続きまして、議案第２７４号、今回譲受人、〇〇さんが、農地２筆、４３９平米を譲渡人である〇〇さんから売買による所有権を行うものです。場所は〇〇集落内で、〇〇の北側２００メートルほどの集落内にあります。今回、〇〇さんの所有の宅地購入に併せて、隣接する農地を購入することとなり、新規就農となったものです。自家消費目的であり、面積的にも特段の問題はないため、許可は適当と考えます。

以上、説明です。

議長 続きまして２７５から２７８号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 ２７５号であります、〇〇さんは、会社勤めで、農業ができないということで、〇〇さんのその所有する畑の近所の方、誰か買って欲しくないかということで、ここにいます〇〇さんが、今、規模拡大ということでありまして、売買するというので、〇〇さんはスイカを広くやっておりますので、別に問題ないかと思えます。

２７６から２７８号につきまして、買う方につきましては〇〇さんであります。今、本当に若いのですが、規模拡大を今どんどん図っておりまして、〇〇地区の農地を集めているということでありまして、別に問題ないかと

思います。
以上です。

議長 それでは、委員全体の意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、24件について、一括して集約します。
 それでは、議案第255号から278号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することとします。
 続きまして、議案第279号及び280号 農地法5条の規定による許可申請承認の件、2件について上程します。
 事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をいたします。
 議案書の7ページをお願いいたします。
 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
 議案第279号、転用目的は住宅です。
 続きまして、議案第280号、転用目的は資材置場です。
 以上、こちらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
 一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
 松尾委員。

松尾農業委員 場所は、〇〇から北へ1キロぐらい行ったところですが、左側に、左へ曲がれば〇〇、右へ曲がれば、この現地というところでありまして、周りは住宅街ということで、現在白地になっていまして、隣は畑ですが、設計図等々を見まして、排水溝等しっかり整っていますので、やむを得ないというふうに判断しました。
 以上です。

議 長 280号、今井ですので、私のほうから説明申し上げますが、場所は、地図をご覧くださいと理解いただけると思うのですが、今井の〇〇の方向的には北側になりますね。狭隘なところが宅地分譲された一角が農地であるということで、5条による規定ということで、その案件が出されておりますが、周りの農地に影響することはほとんど考えられないという狭隘な挟まれた農地でありますので、問題ないというふうに判断をいたしました。

次に、現地の調査をしていただいた塩原秀俊委員に発言の発言を求めます。

塩原（秀）農業委員 今、地元の委員が言われたとおりで、別添の資料の地図の14ページ、15ページを見ていただければ分かりますけれども、279号、それから280号共に住宅地の中にあります。それから、両方とも共通して言えることなのだと思いますけれども、農地としてはとても優良な農地とは言えないようなところですよ。他の農地に対しての影響はないので、やむなしと見てきました。

以上です。

議 長 続きまして、全体を通じまして委員からの意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、2件について、一括して集約します。

議案第279号及び280号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[多数挙手]

議 長 賛成多数ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、議案第281号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消申出承認の件、1件について上程します。

事務局の説明を求めます。

藤井主任 議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可の取消申出承認の件、説明をいたします。

議案第281号、申出人、〇〇さんは、〇〇年当時、自己の住宅に県道沿線に運転手の休憩ができる施設としてドライブインを目的とした農地転用の許可を受けました。ただ、その後、資金繰りの都合から目的を達成する

ことが難しくなり、工事等の計画は進んでおりませんでした。このたび再び畑として利用するため、本件取消しの申出となったものです。

内容については、議案書のとおりとなります。

承認の要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 場所は〇〇の和田の〇〇へ入るところに〇〇があるわけですがけれども、その〇〇のすぐ南側のところになります。先ほど事務局から説明がありましたとおり、ドライブインを造るということで承認を受けていたわけですがけれども、それができなくなったということで、もう既に農地として使えるように耕運されまして、農地に戻した格好になっています。農地として復旧させるということです。全く問題ないというふうに見てきました。
以上です。

議長 それでは、現地を見ていただいた現地調査委員、細江委員。

細江農業委員 今、塩原委員の言われたとおり、全く問題ないと思います。
以上です。

議長 それでは、全体を通じて委員の意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法の規定により許可取消承認の件、1件について集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第281号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認すること決定します。
続きまして、議案第282号及び283号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程します。
事務局から説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任

それでは、9ページをお願いいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について説明いたします。

議案第282号、島内にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

続いて、10ページをお願いいたします。

議案第283号、波田にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

地元委員の意見を求めます。

議案第282号、松尾委員。

松尾農業委員

〇〇、それから〇〇、それと〇〇、これについては水田として、まだ耕運はされてないのですけれども、刈り取ったままの状態、水田を行っております。それで、〇〇、これは今現在、耕運されて、畑として利用されると思うのですけれども、きれいに整地されております。

問題はこの宅地、〇〇です。19平米しかないのですけれども、雑木が生えていまして、これ、何とも言えない、どういうふうにしたらいいのかよく分からんですけれども、何も作っていないという状況になっております。本当にちっちゃい面積ですけれども、どういうふうに判断したらいいかちょっと分かりませんが、ご判断をお願いしたいなど、事務局のほうで判断していただきたいと思います。

以上です。

議 長

続きまして283号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員

〇〇さんの関係であります、特定貸付けのところは耕作済みで、みんな畑がきれいになっております。それ以外のところも、見てまいりまして、本人が昨年耕作し、今、畑等を起こしてありますので、問題ないかと思います。

以上です。

議 長

282号の地元委員の意見について、事務局からの説明を求めます。

藤井主任

議長。

議 長

藤井主任。

藤井主任

願い出人であります〇〇さんに確認をいたしました。現地の木は伐採をして、現地ですが、お隣の農地〇〇、今回の申出地にも入っています。農地のあぜのような土地ですが、そこも一体、ちゃんと木を切って、農地の一部として管理するという確約は取りましたので、ご報告させていただきます。

議 長 ほかに何かありますか。よろしいですか。

[質問、意見なし]

議 長 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について集約します。

議案第283号及び283号について、原案どおり承認される方の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認すること決定します。
続きまして、農地に関する事項、報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、総会資料11ページからご覧ください。
書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
11ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、12ページから17ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、51件、18ページから19ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、18件、20ページ、農地法第4条の規定による届出の件、2件、21ページから22ページ、農地法第5条の規定による届出の件、8件。
以上、報告とさせていただきます。

議 長 ただいまの報告について委員からの意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知願います。

農地に関する事項の議事が終了しましたので、ここで暫時休憩といたしますが、再開は14時40分とします。

暫時休憩とします。

(休 憩)

議 長 議事を再開いたします。

それでは、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、報告事項のア、山林化農地に関する非農地判断地の確定についてを議題にいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

木下主任。

木下主任

農業委員会事務局の木下です。

山林化農地に関する非農地判断地の確定についてということで、資料のま
ず、すみません、25ページをお開きください。

こちらで訂正があります。

中山地区の非農地判断地の名義人数が9人ではなく、11名になります。
ついては、集計も76名ではなく、78名になります。申し訳ありません。
ご修正をお願いします。

こちら、本報告の要旨は、山林化、原野化を決める農地として、本年度の
非農地判断地を決定したもので、みなさんに報告するものです。

経過ですが、昨年11月の定例総会にて実施方針の報告をしまして、1月
に入りまして、登記地目が田、畑の所有者へは事前の確認の通知を送付し
ました。異議等を申し出ていただく期間を設けました。

この異議等を申し出ていただく期間に非農地判断に同意しないという申出
がありました。理由としては、今後耕作する予定があるというものが多か
ったです。また、非農地判断に対するご理解をいただけないものも回答の
中にありました。いずれにしても、そうでなければ、しっかりと管理をす
るようというご説明をしていったところです。

続きまして、令和7年度は143筆、6.1ヘクタールを非農地として台
帳から削除することとします。

地区別の詳細は25ページ、所有者ごとの明細は26ページ以降にござい
ますので、ご確認をお願いします。

今後の対応ですが、3月の月上旬に登記地目、山林、原野、また田、畑の方
に非農地通知書をお送りします。

非農地通知書が届きましたら、農地台帳から農地の登録というのを削除し
ますので、その処理を事務局のほうで行うと、eMAFFの農地ナビとか、
現地確認アプリとかそういったもので、もう農地ナビのところから表示す
ることができなくなってしまいます。

その後、非農地判断農地は令和8年度から現況に応じた課税区分、山林、
原野というものによって変わってきます。また、青地は青地からの除外が進んで
いきます。山林になったところは、今度は森林の台帳に登載されることと
なります。

今年度の非農地判断についての報告は以上です。よろしくお願いいたします
す。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

なければ、本件はただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項のイ、令和7年度農地所有適格法人の要件等確認結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

丸山主事。

丸山主事

農業委員会事務局の丸山です。

それでは、本冊資料の31ページをご覧ください。

令和7年度の農地所有適格法人の要件等確認結果について報告いたします。

今回の報告は、市内に農地を所有し営農している法人から提出された年次報告について、農地所有適格法人の要件に適合するかの確認を行いましたので、その結果について報告するものです。

確認対象の法人は、64法人です。詳しくは資料の34ページ、35ページにてご確認をお願いいたします。

これらの法人から事業終了年度3か月以内に事務局に報告書をご提出いただきまして、毎年度農地所有適格法人の要件を満たしているかの確認をしております。

期限を経過しても報告のない法人が一定数おりましたので、報告依頼として提出していただくように指導してまいりました。

農地所有適格法人の要件は、具体的に農地法の2条第3項にて規定されております。

31ページの5番、参考のとおり、ア、法人形態、イ、事業、ウとエの構成員、オの業務執行役員の4つについて、必要な条件が決められております。法人が農地を所有する間は、これらの要件は継続して満たすように定められておりますので、毎年報告書の提出を受けて、要件の確認をしております。

本日、法人が農業に参入する場合の要件と農地所有適格法人の要件について記載した資料をお配りしております。A4の横でカラー刷り、両面印刷がされているものです。お時間がある際にご確認いただければと思います。

3番の令和7年度の提出の中の確認結果ですが、2月12日時点で64法人中54法人が適格法人に求められる要件に適合していることを確認しました。その後、2月24日に〇〇さんより報告書を提出いただき、要件に適合していることを確認しました。

適合が確認できていない法人については、いまだ提出がありませんので、今後も引き続き報告書の提出を指導するようにしてまいります。

なお、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんは、報告書の提出期限がまだ到来し

ておりません。次回の報告の際に確認することとなります。

今年度の農地所有適格法人の要件の確認につきましては以上でございます。
よろしくお願いいたします。

議 長

ご苦労様でした。

それでは、この案件につきまして皆さんのほうから質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

ただいま事務局からの説明がありました。本件については、ただいまの説明のとおりご承知おきをお願いしたいと思います。

次に、報告事項のウ、令和8年度農業委員会行事予定（案）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

本日お配りしておりますものになります。6－（2）－ウ、令和8年度農業委員会行事予定（案）についてです。

令和8年の2月時点における来年度松本市農業委員会の全体行事予定の案についてご報告をいたします。

定例総会については、今年度と同様に、4月、5月、7月、8月、9月、10月、1月、3月について、推進委員の皆様にも参加していただいて総会を開催したいと考えています。

なお、8月の移動農業委員会につきましては、例年8月に開催しているの
で8月としていますが、今後情報・研修委員会で検討していただいて、開催時期が変更になる可能性がありますので、ご注意ください。

2番の農業施策に関する意見書についてですが、10月2日金曜日に市長へ意見書を提出、11月6日の金曜日に市長懇談会を予定しております。

（3）ブロック別研修についてですが、例年8月頃行われる利用状況調査の前に、6月頃タブレットの操作方法について研修を予定しております。

（4）来年度は県外先進地視察研修を12月の第1週くらいまでを目安に実施予定とのことです。

（5）松本市農業活性化シンポジウムについては、1月以降に開催予定です。

県外先進地視察研修及び農業活性化シンポジウムについては、情報・研修委員会において、日程や開催場所等を含めて検討してまいります。

（6）議会との懇談会についてです。今年度は議会事務局によるスマート農業に関する専門的調査にご協力をいただき、ありがとうございました。来年度は、その延長として、議会との懇談会を開催する予定です。農業委員会としては、令和7年度の意見書を基に意見交換を行いたいと考えてお

り、今後議会側とも日程や参集範囲等も含めて調整してまいります。

(7) 農地相談会ですが、農業委員会活動の見える化を進め、遊休農地の未然防止や貸し借りの相談につなげるため、来年度は、まず1つの地区で試験的に農地相談会を実施したいと考えています。来年度、梓川地区において、あづみ農協と運営方法などを調整しながら進めたいと考えています。9年度以降については、8年度の結果を踏まえて、実施の可否も含めて検討したいと今の段階では考えています。

3のブロック活動についてですが、新年度の活動内容について、現在、ブロック長を通じて取りまとめをお願いしています。各ブロック長は、3月の総会までに計画書の提出をお願いします。

次のページめくっていただいて、その他ですが、委員改選に向けた準備ということで、令和9年8月の任期満了に向けた準備を進めてまいります。

(2) 地域計画のブラッシュアップに伴う話し合いへの参加についてです。農政課によるアンケート結果の取りまとめが終わり次第、目標地図の素案作成を行います。農政課からまた案内があると思いますが、それを基に話し合いが行われると思います。農業委員会としても話し合いへの参加をお願いいたします。

令和8年度行事予定(案)について、3ページと4ページに記載があります。

まず、3ページですが、4月14日、松塩筑安曇農業委員会協議会定例総会がありますので、協議会の代議員の方は予定をお願いします。

また、3ページの11月12日木曜日ですが、19市農業委員会協議会会長・事務局長合同会議について説明いたします。

この会議は、例年19市の持ち回りで開催しており、来年度は松本市が開催市となります。出席者は会長及び事務局長を予定しておりますが、委員の皆様におかれましても、ご承知おきしていただきたいと思います。

続いて、4ページです。

定例総会の開催予定(案)となっています。

4月28日の定例総会の後に懇親会をホテルブエナビスタで予定をしています。市長や議員の方にも出席をお願いする予定です。多くの委員の皆様、ご出席をお願いします。

6月の総会の備考欄に辞令交付とありますが、現在進めている欠員補充の農業委員について、順調に進めば、6月の議会で承認を得た上で、6月の総会前に市長から辞令交付をしていただく予定です。辞令交付の後、そのまま総会に出席していただくことを想定しています。

8月の移動農業委員会については、先ほど申し上げましたが、実施時期や内容については調整中です。今後変更になる可能性がありますので、ご承知おきください。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま令和8年度の行事予定について説明がありました。

この案件につきまして皆さんのほうから何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

ちょっと変わったところがありまして、今、草田係長からのお話もありましたとおりなんですが、まず見える化の一環としての農地相談会、かつてやったことあるかどうか記憶はないんですが、そういうことで、まず梓川地区を対象に農地相談会を計画しております。また担当の方、ちょっと骨を折っていただきたいと思うんですが、またその結果を捉えて、それぞれ当該地域でもやったほうがいい悪いの判断は、また後刻お願いしていくということです、それぞれお願いしたいということと、それと4月の定例総会、拡大の後なんですが、市長、議長、委員長をお招きして懇談をすることなんですが、その折に、また梶原委員見えますけれども、現状のプラットフォームの関係の中の情報を短時間で説明していただきたいと思いますし、横山推進委員にも同様にまたお願いしたいということと、市長、議長、委員長の前で、我々だってこんなことをやっているで、皆さん方で頑張れという意味をシグナルを含めて、それもまた計画しておりますので、それぞれまた委員の皆さん、ご協力をお願いしたいと思います。

また、これにつきましては、この行事内容につきましては、拡大委員総会の折にもご提示申し上げていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

何か。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

なければ、本件はただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のエ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

本冊の36ページお願いします。

主要会務報告です。

2月9日、松本市農業再生協議会総会に会長、代理、各委員会委員長に出席をいただきました。

同日、都市計画審議会に代理に出席をしていただきました。

同じく同日ですが、松本市農業振興地域整備促進等協議会に会長、各委員会の委員長に出席をいただきました。

2月10日、長野県農業会議正副会長会議に会長が出席をいたしました。

17日、農業活性化推進研修会に委員、推進委員の皆様に出席をいただきました。

同日、長野県農業委員会女性協議会女性登用等研修会に二村委員が出席を

されました。

20日、農地転用現地調査に塩原秀俊委員と細江委員が対応していただきました。

同じく同日、こちらに記載ありませんが、役員会を開催しております。追記をお願いいたします。

27日、本日ですが、総会で、この後各委員会が行われますので、各所属の委員の方は出席をお願いいたします。

37ページ、当面の予定です。

3月19日、農地転用の現地調査は、塩原俊昭委員と松尾委員とありますが、濱委員と松尾委員に変更になりました。訂正をお願いいたします。

3月25日、長野県農業会議第11回臨時総会に会長に出席をしていただきます。

30日、3月の定例総会ですので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま説明がありました。

発言のある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件につきましては、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

山辺ぶどう栽培体験会についてを中川代理から説明をしていただきます。

中川農業委員

お手元にこういうペラ物があるかと思います。山辺という地域でこういう取組みをしているっていうご紹介であります。

里山辺、入山辺でブドウを作っている人が、今、250人弱なんですけど、毎年10人以上の人がどんどんやめていきます。やめていった次のその畑はどうするのというときに、人間がいらないんですね。こういう事情でございいます。

昨日も、里山辺の2反5畝の広いブドウ園を誰かやる人いないかというような話になってきて、次のブドウの栽培者とのマッチング、これがすごく大変だという、そういう状況でございいます。

このペラ物の一番下、左下にJ A松本ハイランド山辺果樹部会、これ、農協に事務局を置く生産者部会なんですけど、この際、この果樹部会の中で振興部というのを新しくつくります。この振興部というのが、いわゆる農地のマッチング作業であるとか、地域計画に絡めた農地のマッチング作業とか、あと新規就農者の確保、育成とか、そういったところをやる振興部というのを今度つくります。そこが主体となって、山辺でブドウの体験をしてもらおうということで、毎年1人、2人ぐらいの新規就農者が入ってく

るんですけれども、それでは圧倒的に足りないということで、毎年3人、4人ぐらい新規参加者がいないと、地域が回っていかないというような事情がありまして、こういうものを企画した次第です。

これをもちまして、できたら毎年やりたいなと思っているんですけれども、これで地域のブドウ生産者、減るのはいいけれども、増えればいいと、維持すればいいと、こういう考えで今年から始めます。そういうご紹介であります。

以上です。

議 長

お疲れさまです。

続きまして、農業農村支援センターから情報提供をお願いします。

山戸（松本農業農村支援センター）主査 皆さん、こんにちは。松本農業農村支援センターの山戸です。

着座にて情報提供させていただきます。

資料は、令和8年2月松本市農業委員会定例総会資料というものになります。

私のほうからは3点ご報告させていただきます。

まず1つ目は、果実の結実確保に向けた取組についてということで、2ページから3ページに記載してあります。

近年、夏季の高温によって花粉交配用のミツバチの増殖が難しくなっているということで、県の養蜂協会から春に利用できる花粉交配用のミツバチも必要量に届えられない可能性があるというような情報が上がってきました。

果実の安定的な収量ですとか品質確保するために、受粉樹の植栽ですとか、蜂の管理、ミツバチに頼らない結実の確保ということで、可能な限り実践していただけるようにお願いします。

2つ目として、ミツバチの供給量が必要量を上回る場合には、隣接する圃場等で共同利用して調整等していただけるようにお願いいたします。

また、果実の結実ということにおいては、凍霜害も、これからキャラバン等でうちのほうも回るようにするんですけれども、不安な時期になってきますので、またそちらの対策のほうもよろしくお願いいたします。

2つ目として、「春の山火事予防運動を実施中です！」ということで記載しております。4ページになります。

例年2月から5月の間に林野火災が多発しております。昨年ですとか、愛媛ですとか岩手で大規模な火災があったことも覚えているかと思いますが、注意が必要な時期になってきます。燃え広がるおそれのある場所では火をつけないこと。火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。強風ですとか乾燥のときには火入れですとかたき火をしないことの徹底等をお願いいたします。

また、今年の1月1日から火災注意報ですとか警報というものの運用がスタートになりました。火災警報が出ているときには、先月の2月22日に

も出たかと思うんですけれども、火の取扱いですとかしますと、罰金規定とかもできておりますので、取扱いのときは注意、そういうときには火を燃やしますと本当に危険ですので、注意していただくようお願いします。

先ほど凍霜害のお話もしたんですけれども、じゃ凍霜害のときどうするんだ、火をつけれないんじゃないかというお問合せ、実はセンターのほうにも来ておりまして、その点に関しては、今、県庁のほうが消防のほうと話もしているところなんですけれども、現状は、やはり火をつけるとき、警報が出ているときは必ず、注意報が出ているときは、特に消防署のほうに連絡を入れていただくというような対応ぐらいしかちょっと今ないもので、そういうところでお願いします。

また新たな情報ですとか対応出ましたら、情報提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3つ目なんですけれども、令和8年度の信州農業生産力対策事業の体系案というものが出ましたので、情報をおつなぎさせていただきます。

令和8年度に関しては、高温対策メニュー、地中冷却装置ですとか、細霧冷房、遮熱資材などが補助の対象として新たに追加されました。

また、果樹向けの高温対策では、国庫事業との併用での最大補助率4分の3の上乗せというものも新設されたところになります。

また、スマート農業機器ですとか環境モニタリング装置などの導入も新たに対象となっております。

正式な体系については、またホームページ等で随時出るんですけれども、要望調査に関しても、3月の中旬頃から始まるというような予定になっております。

また、詳しい内容ですとかは、ホームページに補助対象を検索するツールですとかも今、掲載されておりますので、ぜひとも使っていただきたいなと思います。

詳しい事業の対象になるかどうかという話に関しては、うちの支援センターの農業農村振興課の生産振興係が窓口になってきますので、また分からないこと等ありましたら、ご連絡いただけますようによろしく願いいたします。

私のほうからは以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして皆さんのほうから質問とかありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

事務局から連絡事項をお願いします。

草田係長

この後、農業振興委員会は視聴覚室、情報・研修委員会は音楽室になりますので、お願いします。

そして、総会終了後ですが、会場を元の配置に戻します。本日、事務局の職員が人数が限られていますので、ご協力いただける方はお願いをいたします。机は縦に４列、横に９行になるような感じに並べるそうですので、またお手伝いをお願いいたします。

本日配付しました追加資料は、各地区でお持ち帰りいただき、結果と併せておつなぎいただけると助かります。

該当地区の委員に事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

以上です。

議 長

その他、全体を通じまして委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

じゃ、以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 15 番

議事録署名人 16 番
